

「愛知県建築物耐震改修促進法～あいち建築減災プラン2030～（案）」に対する御意見の概要及び県の考え方

第1章 はじめに

1-3 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
1	P5	1 住宅の耐震化の現状 ■戸建住宅と共同住宅	区分所有建築物（マンション）での耐震化の促進が遅れているのは区分所有者の合意が難しい点である。耐震化率だけでなくその原因及びそれをクリアにする方針を示さないと県としての役割を果たしていない。他県のものと比較して不十分な内容である。県民に示せる段階に達していない。	マンションにおける耐震化についての合意形成にあたっては、P37に記載しています耐震講座等の活用ができます。また、P42に記載しています耐震改修促進法の要耐震改修認定（25条認定）により、決議要件を緩和することができる制度もありますので、より一層の周知に努めてまいります。御意見は、今後の参考とさせていただきます。
2	P6	1 住宅の耐震化の現状 ■木造住宅の補助実績	図1-8の縦軸は件数ですか？補助額ですか？単位が抜けていますのでわかりにくい。	図1-8の縦軸は件数です。御意見を踏まえ、単位（戸）を記載します。また、図のタイトルに「補助実績の件数」と記載します。
3	P6	1 住宅の耐震化の現状 ■木造住宅の補助実績	補助額でのグラフも必要である。木造住宅の補助実績と言いつつ1件あたりの補助額およびその内訳（国、県、市町村負担の別）を示すべき。	補助を受けた住宅により、規模や改修内容、市町村ごとの補助額が異なることから県下の傾向を示す代表的な指標として、件数による記載としています。
4	P7	2 建築物の耐震化の現状 (1)耐震診断義務付け建築物 ②要安全確認計画に記載建築物の耐震化の現状	集計中と表示されているが、この段階でパブコメを県民に求めるのは失礼。この集計結果により県民からの意見が追加された場合はどうするのですか。	「集計中」としていたものについては、本計画に集計結果を記載いたしました。また、要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果については、所管行政庁ごとに公表をいたしました。なお、本県が所管するものについては、当課のウェブページで閲覧できます。これらについて、意見募集時には、各所管行政庁における公表の棟数が確定できなかったことから、やむを得ず、「集計中」とさせていただいたものでありますので、御理解をお願いいたします。

第2章 計画の基本的事項

2-3 対象建築物

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
5	P20	3 特定既存耐震不適格建築物 【c. 通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第3号）】	通行障害建築物の要件に絵があるが、道路内の木が倒れたら通行障害にならないのか。道路部局との連携はされているのか？	道路内の木が倒れれば、通行の障害になりますので、原則としてその道路の管理者が対応することとなります。

6	—	一通り読んだところ、アーケード・アーチについて、記述が全く無いように見受けられます。商店街などのアーケード・アーチについて、地震により倒壊した場合には、通行人等の多くの犠牲者が想定できます。そのため、アーケード・アーチについての記述があった方が良いでしょうと思います。	御意見は、今後の施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
---	---	--	---------------------------------

第3章 計画の方針

3-2 計画の目標

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
7	P22	1 住宅の耐震化の目標	住宅の耐震化の目標を2025年度末95%、2030年度に概ね解消となっているが、見込みが甘いのでは。補助額をアップしないと無理である。もう少し精査したものでないと恥ずかしい。訂正すべきだ。また、このような目標の実現の可能性の根拠が示されていない。絵にかいた餅である。	本計画の目標については、国の住生活基本計画や住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会の目標を踏まえたものになっております。御意見は、今後の参考とさせていただきます。
8	P22	1 住宅の耐震化の目標	図3-1右側の単位が欠如している	御意見を踏まえ、図3-1に単位（戸）を記載いたします。
9	P24	■目標を達成するために本計画の取組に反映させるための強化する視点	P24記号A、B・・・は、P27以降のA、B・・・と整合させるべきである。わかりにくい。	御意見を踏まえ、P24の記号を、P27以降の記号と統一いたします。

第4章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

4-2 住宅の耐震化の促進

		項目	意見の概要	県の考え方
10	P26	3 耐震改修の促進	補助金をアップを示さないと耐震化は促進されない。これが一番大切である。県が一番取り組まなくてはならない。	本県では、産学官が連携した協議会において、所有者の負担を減らすため、低価格耐震改修工法の普及・啓発を図っており、より一層の普及啓発に努めてまいります。御意見は、今後の参考とさせていただきます。
11	P26	3 耐震改修の促進	愛知県庁は、耐震改修申請予定者の初期費用を軽減させる効果のある代理受領制度の導入自治体の一覧表を愛知県のホームページに掲載した方が良いでしょう。代理受領制度導入市町村の一覧表は、市町村では作成が難しいはずで、兵庫県や愛媛県のように、代理受領制度の導入市町村の一覧表を作成して県のホームページに掲載することで、マスコミや県民に県全体の導入状況を正確に知らせることが県の仕事のはずです。	県の耐震改修費補助事業等は、補助主体である市町村が所有者等に補助を行う場合にその費用の一部を県が負担する市町村連携補助事業です。このため、代理受領制度の導入されているか等の具体的な補助制度の内容については、各市町村の窓口やウェブサイト等でご確認いただくこととしています。御意見は、今後の施策の実施にあたって参考とさせていただきます。

12	P28	7 住宅供給公社等による耐震改修支援 ②耐震診断・耐震改修の支援	愛知県住宅供給公社は委託を受けているのであれば、建築士法の建築士事務所登録をしていますか。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第30条第1項において、「公社は、地方住宅供給公社法第21条に規定する業務のほか、委託により耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。」こととされております。
----	-----	-------------------------------------	---	--

4-4 減災化の促進

		項目	意見の概要	県の考え方
13	P32	2 住宅の減災化 (4)地震時の電気火災対策	感震ブレーカー設置普及のためには、県の補助金制度が必要ではないでしょうか。	御意見は、関係課室と共有し、今後の参考とさせていただきます。

4-5 耐震化・減災化に向けた環境整備

		項目	意見の概要	県の考え方
14	P34	1 取組の方針 (2)愛知建築地震災害軽減システム研究協議会	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、なぜ県内の国立3大学だけで、私大が含まれていないのか。連携不足である。県はもっとそのあり方を見直すべきだ。国立大学に限定した理由を示していただきたい。	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、県内の国立3大学が中心となって、県や名古屋市、建築関連団体を構成員として、2005（平成17）年に設立した協議会です。現在では、私立大学や専門学校の研究者にも参画いただいております。
15	P34	1 取組の方針 (2)愛知建築地震災害軽減システム研究協議会	あいち減災協議会の活動は時代に追いついていません。いろいろな種類の会員募集は評価出来るが、建築関連ソフト開発に詳しい人材などの、ITと建築の両方に繋がる会員の募集が行われていない。それから、建築環境学などの分野の研究者も参加しにくい状況になっている。高校の建築科の専門教師や、専門学校の建築関連の講師については、減災協議会の門戸は解放されていない。愛知県は、協議会と協力して、建築関連の学生にも、耐震改修に若い時から興味をもってもらうように工夫する必要があるのではないのでしょうか。もっと、すそ野を広げるべきだと思います。	御意見は、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会に申し伝えさせていただきます。

16	P35	2 人材育成	<p>耐震改修については、儲からないから、あまり関わりたくないと思っている業者が県民の意欲を減退させていることがある。新築の仕事がない時に、耐震改修の仕事をしてあげてもよいと言うような発言は、200万円以上の費用を出す人にとっては、屈辱的な言葉に聞こえることもある。愛知県は、耐震改修マナー事例集などでも、業者向けに作成したほうが良いのではないのでしょうか。低コスト工法を習得できても、申請予定者の心を逆なですると、改修に至らずも終わることもあります。総務省は、インターネットリテラシーマナー向上事例集などを作成している。</p>	<p>県や市町村、建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会において、P35に記載しておりますように、耐震改修に積極的な事業者を養成・登録する「あいち耐震改修推進事業者」制度に取り組んでおり、所有者への対応や耐震改修への意識について、より一層の周知に努めてまいります。</p>
17	P36	3 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発	<p>愛知県庁は、別の自治体である徳島県の耐震改修促進計画案を何故、参考にしないのでしょうか。徳島県の耐震改修促進計画案では、福祉部局との連携が書いてあります。愛知県内の地域包括支援センターの一覧表なども参考にし、耐震関係の窓口の情報共有や福祉部門での掲示啓発、資料の配置などの、協力お願いなど、簡単な協力関係の構築は出来るはずです。</p>	<p>御意見は、今後の施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
18	P36	3 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発	<p>どのように耐震化をすればいいのか。耐震化メニューの見える化（分かり易い工事費や工事期間）を示すべきだ。安価な工法を研究する意味がない。</p>	<p>P26に記載していますように、改修方法等をわかりやすく解説したパンフレットを作成し、啓発に取り組んでまいります。また、低価格耐震改修工法は、耐震改修工事費の低廉化に有効と考えております。</p>
19	P36	3 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発	<p>建築年月日が旧耐震なのに、新耐震と思いこんでいる人やせっかく耐震診断を受けながらも、高齢のために結果の評点を忘れている高齢者が目立ってきている。耐震診断の評点を忘れている人の存在は、愛知県の市町村のアンケートで証明されている。愛知県庁が思っているよりも認知機能の低下や物忘れは、団塊世代に浸透しています。市町村の耐震関連のアンケートを県が尊重して参考にすることも必要だと思えます。それから、県は耐震関連で、勘違いについての事例なども市町村と協力して資料を作ってみたほうがよいです。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

20	P37	3 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発 (3) 低価格耐震改修工法の普及啓発	低価格耐震改修工法とはどれくらいの金額を低価格と想定したのかが不明。	耐震改修工事費は、住宅の規模や耐震改修箇所等により、金額は異なるため、工事金額を一律に示してはおりませんが、一般的な耐震改修工法の場合は、天井や床の解体が必要になるところが、低価格耐震改修工法では、不要になる等、工事金額を抑えることができるものと考えております。
----	-----	--	------------------------------------	---

第5章 その他の関連する施策等

		項目	意見の概要	県の考え方
21	P42	①県有施設及び市町村有施設の耐震化状況の公表	県内公共建築物（県営住宅等）の耐震化率及び耐震化完了予定を示さないと県民に対する説得力がない。なぜか逃げている。示してください。	県有施設の耐震化の状況については、毎年更新していることから、本計画ではその旨をP42で記載しております。なお、最新の状況は、当課のウェブページにて公表しております。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/000025483.html)
22	P44	⑧2000（平成12）年以前に建てられた新耐震基準住宅の安全対策の周知	熊本地震の益城町では大破した平成に建築した住宅でも中破した平成に建築した住宅でも、修復不能になっている場合が多かった。愛知県庁が耐震改修の補助対象をいまだ平成12年に建築された新耐震の住宅にまで拡大しないことが被害を拡大させることに繋がると危惧しています。南海トラフ以降は、復興時の資材の値上がりしますから、住宅再建も大変なことが、予想されます。国は、新耐震にも補助をしているのだから、県も新耐震の住宅にも耐震補助をした方が良いでしょう。	本県では、全国的に耐震化が進んでいるものの、旧耐震基準で建てられた住宅もまだ、多く残っていることから、まずは、旧耐震で建てられた住宅の耐震化に取り組んでいくこととしております。また、新耐震基準の住宅に対しては、P44に記載しております国の「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」の周知を図ってまいります。御意見は、今後の施策の実施にあたって参考とさせていただきます。

第6章 計画達成に向けて

6-2 計画の見直し

		項目	意見の概要	県の考え方
23	P46	—	計画の目標が甘かったことにならないのか。今計画の目標設定が達成できなかった場合の責任の所在を示すべき。無責任すぎる。	本県は、2021年3月時点の住宅の耐震化率は約91%と算定しており、南海トラフ地震の発生が危惧されている本県においては、住宅の耐震化を速やかに進めていく必要があります。そこで、本計画では、2025年度までに耐震化率を95%にすることを目標として、取り組んでまいります。

その他

	項目	意見の概要	県の考え方
24	—	全体的に他県のを構成を真似し、都合の悪い部分は抜いた感じがする。県の使命をとしては県民の命を守ること及びその方針をわかりやすく説得力があるものとして示すことである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
25	—	違法建築の耐震性の確保はしないのか。確認申請無しで建築された車庫や塀がたくさんあるが、地震時に安全と言えるだろうか。エクステリア業界への法的申請の必要性を県が出向いて説得しないといくらS56以降の建物は安全といっても意味がない。あまり県職員の熱意が感じられない内容で残念。	御意見は、建築基準法の所管部局と共有し、今後の施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
26	—	各所の「連携」という言葉が羅列しているが、具体的にどのように連携するのか示さないと説得力がない。	耐震化を促進するために、県だけでなく、市町村や、建築関係団体、実際に住宅所有者と接する耐震改修事業者など、広く連携を取っていく必要があると考えています。
27	—	名古屋市や横浜市、大阪府と比較してわかりにくい。もっと精査してください。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。